

ほうてらすニュースレター

平成25年6月20日発行
 発行元：日本司法支援センター
 東京都中野区本町1-32-2
 ハーモニータワー8階
 050-3383-5348（広報室）

弁護士・司法書士の皆さまに、法テラスのホットな情報をお伝える『ほうてらすニュースレター』を創刊しました。



ご挨拶

日本司法支援センター
 理事長 梶谷 剛

このニュースレターは、日々の多忙な業務をこなされている弁護士、司法書士の皆様に当センターの組織や運営、センターの実施している業務等を簡潔にご説明するとともに、各業務の報酬及び費用等の概要や、最新の情報等をできるだけ、わかりやすくお知らせしたいと考え、お送りいたします。

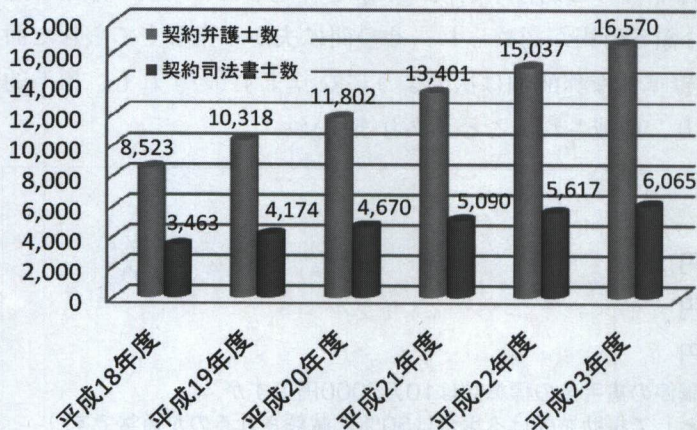
日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

は設立8年目を迎えましたが、業務内容が多岐にわたっていることから、残念ながら、皆様に必ずしも十分にご理解いただけているとはいえません。しかし、当センターのいずれの業務も、弁護士、司法書士の皆様のご協力があったはじめて適切に進められるものです。

今後も継続して発行する予定です。皆様のお役に立つことを願っております。



1 契約弁護士・司法書士数は年々上昇しています。



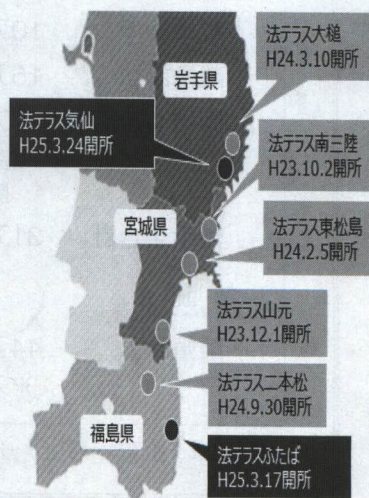
2 法テラス・サポートダイヤル(コールセンター) 利用件数200万件突破！

法テラス・サポートダイヤルの利用件数が、平成25年1月7日に累計200万件に達しました。地方事務所の受電件数を合わせると300万件を超えています。最近では、1日平均1,000件超、およそ40秒に1本のお電話をいただいています。

i ほうてらす インフォメーション

3 被災地出張所

法テラスの被災地出張所が計7ヶ所となりました。





分かりやすい!

民事法律扶助の利用講座【第1回】

離婚事件の報酬について

着手金

離婚調停の着手金は8万4000円～12万6000円

法テラスの民事法律扶助を利用して夫婦関係調整(離婚)調停を受任した場合、立替がなされる着手金は8万4000円～12万6000円(消費税込、以下同じ。)とされています(具体的な額は事案の難易等を考慮して援助開始決定で定められます。)。また、実費として2万円の立替がなされます。実費が不足した場合には、要件を満たす費用については追加支出を受けることができます。

報酬金は、金銭給付のない場合は、6万3000円～12万6000円とされ、金銭給付のある場合は、現実に入手した金額に応じて報酬が定められます(1000万円までは現実に入手した金額の10.5%が基準となっています。)。扶養料については、2年分の総額を基準に報酬金が算定されます。

関連事件

関連事件についても援助を受けられます

援助を受けた事件と関連する事件、例えば、離婚調停不調後の本訴提起の場合や、相手方から面接交渉を求める調停が提起された場合は、関連事件として援助を受けることができます。

関連事件の援助申込をする場合、新たに援助申込書を提出する必要はありませんが、報告書を提出し、援助開始決定を受ける必要があります。援助開始決定を受けないまま事件が終了(取下げや不成立の場合もある)した場合、着手金、報酬金の立替えを受けることができなくなりますので、注意が必要です。

例えば、妻の代理人として、離婚調停と調停不調後の本訴を提起して、判決で離婚と慰謝料300万円の支払及び養育費月額5万円が認められ、その間に夫から申し立てられた面接交渉の調停を受任した場合、標準的な報酬額は次のようになります(いずれも、標準的な額であり、事件の難易等により、増減されることがあります)。

着手金

離婚調停	10万5000円
離婚訴訟	15万7500円
面接交渉調停	5万2500円

(面接交渉調停の着手金の標準額は10万5000円ですが、関連事件として援助を受ける場合は50%に減額されるのが通常です。)

着手金合計 31万5000円

報酬金

離婚訴訟 44万1000円 $((300万円 + 5万円 \times 24) \times 10.5\%)$

※入金予定額の2年(24か月)分の1割を報酬金として定めます。



※詳細は、お近くの法テラス地方事務所にお問い合わせください。

(次号に続く)



くろねこの国選事件処方箋【第1回】 示談等加算～被害者とは？



算定方法

算定方法の説明

現行の示談等を理由とする特別成果加算の算定方式では、被疑事実や公訴事実の形で切り出された犯罪事実を前提に「被害者」を抽出し、この「被害者」につき、示談を成立させたか、損害賠償をしたか、減刑嘆願書を獲得したか、を確認することになります。そして、このような「被害者」が複数いるときは、そのうちのどの「被害者」との間で示談等の成果があげられたかを確認した上で、「被害者」の総数を分母とし、そのうちで示談等の成果があげられた「被害者」の数を分子として導かれる割合をもって、加算額が算定されることになっています。

被害者

「被害者」の取扱い

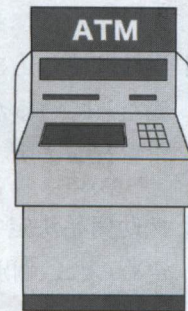
以上のような算定方式のもとでは、示談等を理由とする特別成果加算の計算を始めるにあたって、あらかじめ当該事件の「被害者」の総数が確定されていなければなりません。そこで、報酬基準にいう「被害者」については、いわゆる「直接の被害者」に限るとする解釈が採られています。その結果、「直接の被害者」以外の者に対して損害賠償等を行っても、特別成果加算の対象とすることはできないのが、原則的な取扱いとなります。

もっとも、損害賠償（金銭の給付）については、その性質上、「直接の被害者」が金銭を受領する場合だけでなく、「直接の被害者」がその指定する第三者をして受領させる場合もこれに含まれると解されます。そこで、法テラスでは、「直接の被害者」の意向に沿ってその指定する第三者に給付を行った場合も、「直接の被害者」に同額の損害賠償を行ったものとして特別成果加算の対象としています。

具体例

例えば、ATM盗（他人所有のキャッシュカードを使い、銀行のATM機を利用し、現金を引き出して窃取した事案）の場合、あくまでも銀行の占有する現金が奪われたことが犯罪と構成されていますので、預金者ではなく、引き出された現金を占有していた銀行を「被害者」とみることとなります。したがって、当該銀行に対し損害賠償等がなされない限り、特別成果加算の対象とすることができないわけですが、銀行は、窃取された預金につき正規に払い戻されたものと扱い、預金者からの払戻請求には応じない扱いをすること

で、実際の損失を預金者のほうに移転させていることがあるため、国選弁護人が連絡をすると、預金者のほうに賠償することで差し支えない旨の意向を示すことがあります。こうした銀行の意向を受けて預金者に賠償したとき、報酬基準の適用上、「被害者」である銀行に同額の賠償をしたと扱うことができ



(次号に続く)



家事事件についても 書類作成援助を利用することができます。

書類作成援助は自己破産事件において多く活用されていますが、家事事件においても利用することができます。成年後見・保佐・補助開始申立のほか、家事調停、審判等の申立書の作成も書類作成援助の対象となります。相続放棄や、親権者変更、子の氏の変更等で利用されている例も見られます。調停、審判等の申立書の作成では、実費・報酬は一回の書類作成の都度、立て替えます(初回実費1万円、初回報酬2万6250円。書類作成1回につき追加実費5000円、追加報酬2万1000円。ただし、限度額があります。)

書類作成援助を予定している事件の持ち込みでご不明の点がある場合には、お近くの法テラス地方事務所にお問い合わせください。



法テラスと基本契約を結んでいないけど、
利用できるのかな？！



事前に基本契約を締結していなくても事件の持込が可能です

弁護士・司法書士が、事前に法テラスとの間で基本契約を締結していなくても、事件を持ち込んだ際に締結すれば、民事法律扶助を利用できます。以下の流れを参考に、積極的に法テラスをご利用ください。

- 1 法テラスを利用する弁護士・司法書士は、申込者の住所又は勤務先、受任予定者の事務所、事件の事物管轄を有する裁判所が存在する都道府県内の法テラス地方事務所にて事件を持ち込みます。必要書類は、法テラスの書式による援助申込書及び事件調書(事件の概要を記載した調書又は法律相談票)と申込者の資力等に関する資料です。
- 2 事件が持ち込まれると、地方事務所長が選任する地方扶助審査委員が、援助要件を満たしているかどうか審査を行い、地方事務所長が援助開始決定又は援助不開始決定を行います。
- 3 援助開始決定では、援助の方法(代理援助と書類作成援助の別等)、立替金額等が定められ、個別契約締結後、受任者に法テラスから着手金等が支払われます。詳しくは、お近くの法テラス地方事務所にお問い合わせください。